

# 電波利用料制度に関する専門調査会 電波利用料制度見直しにあたっての考え方について

---

2010年5月12日(水)

KDDI株式会社

# 基本的考え方

- **電波利用料の性格は、  
『電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として  
行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）』  
としている、現行の考え方を維持することが適当と考えます。**
- **電波利用料制度の在り方や性格等については、制度化以降、検証と見直しの場  
が設けられてきており、電波の経済的価値の係数を料額算定に組み入れる等、  
電波利用の対価を負担する仕組みが反映されてきたと考えます。**
- **電波利用共益費用の性格を維持するためには、歳入と歳出の均衡、負担と受  
益のバランスや公平性が前提となるべきであり、用途と予算規模、料額の決定  
方法については、透明性や合理性の観点で改善すべき課題があると考えます。**
- **電波オークションの導入に関しては、現行の電波利用料制度との関係を明確  
にし、電波利用コストが電波利用サービスのコストになることを示した上で国民  
の意見を傾聴しながら、慎重に議論することが肝要と考えます。**

# 使途と予算規模

## 1. 使途と運用の透明性

使途とその運用については、受益者である免許人をはじめ国民の意見等を反映できる透明な決定プロセスを設け、合理的な理由の確保が必要と考えます。

## 2. 予算規模

使途が拡大して予算規模が肥大化しないよう、歯止めがかかる仕組み（予算規模の上限を設ける等）が必要と考えます。

## 3. TV等の受信・共聴設備に係る干渉問題対策

TV等の受信・共聴設備から通信・放送へ与える干渉等、既に普及している受信専用設備への干渉あるいは同設備からの干渉が発生した場合の措置、対策等を使途とすることについて、検討すべきと考えます。なお、今後の防止に向けた技術基準づくりや規制等の在り方についても検討が必要と考えます。

## 4. 人体に対する電波の安全性に関する調査研究

国民の不安を解消し、国民が安心して電波を利用できるよう、人体に対する電波の安全性に関する調査研究については、国が主体となって継続実施することが重要であり、電波利用料を財源として実施すべきと考えます。

## 1. 用途の見直し時期

電波利用共益費用という性格に合致した適切な用途が維持できるよう、3年毎に料額等の検討を加えるとの現行法制度は適当と考えます。

## 2. 歳入と歳出の均衡

電波利用共益費用という性格に基づき、歳入と歳出の均衡を維持するために、会計年度毎あるいは二会計年度に跨って料額調整ができるよう、法制度の見直しが必要と考えます。

## 3. 組込み型端末等への料率

今後普及が見込まれる、組込み型端末、モジュール型端末等の無線局では、一无線局の電波利用頻度が従来型無線局よりも格段に低くなるため、利用状況を反映する公平で合理的な料額の算定方法を検討することが必要と考えます。

## 4. 免許不要局等からの徴収

負担の公平性を確保する観点から、継続検討となっている免許不要局等からの徴収の実現を検討すべきと考えます。

# その他の意見

## 1. 公平で合理的な負担と徴収方法

電波利用共益費用の考え方に基づけば、電波利用機器の全てから利用料を徴収することが原則であり、無線局の目的や規模(局数規模も含む)、性格等を反映する公平で合理的な負担の在り方(料額や料率、徴収コスト等を踏まえた全体最適化の考え方)の観点で、継続的に検討すべきと考えます。

## 2. 不法・違法無線局出現の未然防止

現行の、不法・違法無線局等の電波監視への用途は、適切と考えます。しかしながら、不法・違法無線局に該当する機器が販売・運用された後の探索だけでなく、不法・違法となるような機器の容易な販売が阻止されるよう、罰則の強化や現行法制の運用強化等、未然防止のための施策について早急に検討すべきと考えます。

## 3. 利用料の支払い事務手続きの更なる合理化

例えば、納付通知書の情報等を電子データで授受できるようにする等、運用上の更なる合理化を希望します。